## 2015年 10月1日施行

# 標準報酬制について(資格取得時決定)

標準報酬制では、組合員が受ける報酬月額(基本給及び諸手当)を標準報酬等級表に当てはめて、掛金の算定基 礎となる標準報酬の等級及び月額を決定又は改定します。

標準報酬の等級及び月額は、次の4つのパターンで決定又は改定します。

- ①資格取得時決定 組合員の資格を取得したときに決定します。
- ②定時決定 毎年4月から6月の報酬月額の平均をもとに見直しを行い決定します。
- ③ 随時改定 昇給等により著しく報酬月額が変動したときに改定します。
- ④育児休業等終了時改定・産前産後終了時改定 復職後、報酬が下がったときに本人からの申し出によ り改定します。

### 資格取得時決定

今月号では、資格取得時決定について説明します。

組合員が資格を取得したときは、資格を取得した日現在の報酬の額により標準報酬の等級及び月額を決定し ます。資格を取得した日現在の報酬とは、月の中途に採用された場合であってもその者が月の初日に資格を取 得したとしたならば受けるべき報酬とされています。標準報酬月額は、この報酬の額を標準報酬等級表にあては めて算定します。



#### 【例】4月1日に組合員の資格を取得

基本給 174,200

(半年分定期代60,000円× $\frac{1}{6}$ ) +) 通勤手当 10,000

184,200 報酬月額

【標準報酬等級表】

標準報酬等級表に当てはめる

標準報酬			1	+0.5W CI 645
等	級	月額(円)		報酬月額 (円以上~円未満)
短期等	厚生年金、退職等年金	月報(門)	1	
1	1	下限 98,000		~ 101,000
2	2	104,000		101,000 ~ 107,000
3	3	110,000		107,000 ~ 114,000
4	4	118,000		114,000 ~ 122,000
5	5	126,000		122,000 ~ 130,000
6	6	134,000		130,000 ~ 138,000
7	7	142,000		138,000 ~ 146,000
8	8	150,000		146,000 ~ 155,000
9	9	160,000		<u>155,000</u> ∼ 165,000
10	10	170,000		165,000 ~ 175,000
11	11	180,000		175,000 ~ 185,000
12	12	190,000	R	185,000 ~ 195,000
13	13	200,000		この 180 000 円が決定額となり

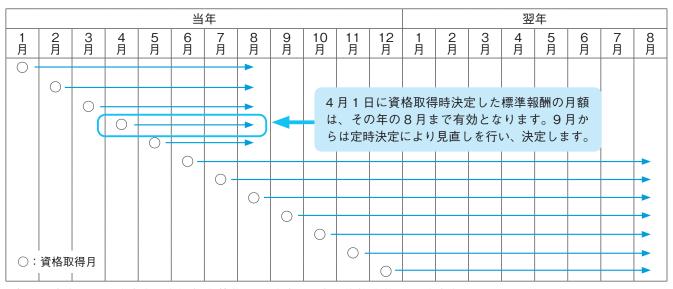
この金額に掛金率をかけて掛金を計

28	28	560,000	算することとなります。
29	29	590,000	575,000 ~ 605,000
30	30	年金上限 620,000	605,000 ~ 635,000
31	~~~	650,000	635,000 ~ 665,000
32		680,000	665,000 ~ 695,000
33		710,000	695,000 ~ 730,000
34		750,000	730,000 ~ 770,000
35		790,000	770,000 ~ 810,000
36		830,000	810,000 ~ 855,000
37		880,000	855,000 ~ 905,000
38		930,000	905,000 ~ 955,000
39		980,000	955,000 ~ 1,005,000
40		1,030,000	1,005,000 ~ 1,055,000
41		1,090,000	1,055,000 ~ 1,115,000
42		1,150,000	1,115,000 ~ 1,175,000
<u>43</u>		短期上限 1,210,000	1,175,000 ~

#### ■ 資格取得時決定による標準報酬の月額の有効期間

資格取得時決定により決定された標準報酬月額には、有効期間があります。

1月1日から5月31日までの間に決定された標準報酬月額は、その年の8月31日まで有効になり、6月1日から12月31日までの間に決定された標準報酬月額は、翌年の8月31日まで有効になります。



「定時決定」、「随時改定」、「育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定」については次号以降で説明します。

<お問合せ先> 総務課 TEL 082-545-8222